



## 目 次

---

1 時点修正にあたって	・・・・・・・・ 1
2 時点修正の方法について	
2-1 基本的な考え方	・・・・・・・・ 2
2-2 記載内容について	・・・・・・・・ 2
3 整備事業及び心のバリアフリーに関する取組メニュー	
3-1 高槻周辺の整備事業メニュー	・・・・・・・・ 4
3-2 富田周辺の整備事業メニュー	・・・・・・・・ 23
3-3 上牧周辺の整備事業メニュー	・・・・・・・・ 34
3-4 郡家周辺の整備事業メニュー	・・・・・・・・ 38
3-5 4地区共通メニュー及びバス事業メニュー	・・・・・・・・ 44
3-6 心のバリアフリーに関する取組メニュー	・・・・・・・・ 46

## 1 時点修正にあたって

高槻市では、平成15年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」といいます。）に基づく「高槻市交通バリアフリー基本構想」（以下、「旧基本構想」といいます。）を策定し、その後、旧基本構想が目標年次を迎えたことなどにより、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」といいます。）の趣旨を反映した「高槻市バリアフリー基本構想」（以下、「基本構想」といいます。）を平成23年9月に策定しました。

以降は、基本理念である「人にやさしいまち、人がやさしいまち」を目指し、4つの重点整備地区（高槻周辺地区、富田周辺地区、上牧周辺地区、郡家周辺地区）を中心にバリアフリー整備を進めるとともに、心のバリアフリーの醸成を図ってきました。

一方、国においては、平成26年に「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」が締結され、平成28年4月には、行政機関だけでなく民間事業者にも不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められる「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進され、東京はもとよりこれを全国展開していくものとし、市町村においては、鉄道駅等を中心とした面的なバリアフリー化の取組が、一層促進されるものと期待されています。

このような中、基本構想の策定から5年が経過し、基本構想に掲げる整備事業メニューの短期目標時期を迎えたことや、高齢化の進行に伴い、移動に困難を抱える人が増加していくことが想定され、本市におけるバリアフリーの重要性は一層高まっていることから、今後も着実にバリアフリー化を推進していくため、基本構想の整備事業メニュー及び心のバリアフリーに関する取組メニューの時点修正を行うこととしました。